

表 彰 規 定

第1条[目的]

磐田市及び特定非営利活動法人磐田市スポーツ協会（以下、当会という）の体育・スポーツの振興に関し、顕著な功績があったと認めたものを顕彰するため、この規定を定める。

第2条[種別]

表彰は体育章とし種別は次のとおりとする。

- (1) 功労者賞
- (2) 優秀指導者賞
- (3) 優秀選手賞
- (4) 奨励賞
- (5) 特別賞

第3条[被推薦の資格]

表彰は、次の各号に該当するもので、当会の組織団体又は、理事会が推薦したものであるものとする。

- (1) 功労者賞
 - ア、永年にわたり当会の役員として貢献した者
 - イ、永年にわたり当会発展のために特に支援された者又は会社・団体
 - ウ、本市内において永年にわたり体育・スポーツの普及振興につとめ、著しく功績のあった者。
- (2) 優秀指導者賞
 - ア、本市内にあつて永年にわたりスポーツの指導に精励し、選手並びに団体の育成に著しく功績のあった者
- (3) 優秀選手賞
 - ア、磐田市民・磐田市内に在学もしくは勤務している個人・団体並びに当協会所属団体の構成員であり、かつアマチュアであること
 - イ、当該年度の県予選会を伴う東海大会以上において優秀な成績をおさめた者、または団体
 - ウ、当該年度の権威ある競技会において本市の名誉を著しく高めた者、または団体
 - エ、永年競技に精進し、一般の模範と認められた者、または団体
 - オ、国体競技の東海地区予選は対象外とする。
 - カ、年輪ピック、各種マスターズ大会は国内外とも対象外とする。
 - キ、過去に受賞した者であっても年度表彰として讃える。
 - ク、団体競技入賞者の中に個人表彰を受賞した者は、団体表彰より除く。
- (4) 奨励賞
 - ア、小・中学生の表彰は奨励賞として讃える。
 - イ、過去に受賞した者であっても年度表彰として讃える。
 - ウ、団体競技入賞者の中に個人表彰を受賞した者は、団体表彰より除く。
- (5) 特別賞

その他体育、スポーツ大会において、著しく貢献したと理事会が認めた者

第4条[申請の方法]

第3条に該当がある時は、別に定める推薦書に次の事項を記載して会長に提出する。

- (1) 氏名・住所・生年月日
- (2) 所属団体名及び所属期間
- (3) 推薦理由

ア、功労者・優秀指導者推薦の場合

具体的に○年○日より○年○月までの○年間に○○の任に・・等を記載する

イ、優秀選手及び奨励賞推薦の場合

疎明資料（新聞記事、表彰状等疎明できるもの）も写しを添付

- (4) その他特記すべき事項

第5条[選考並びに決定]

第2条・第3条により推薦されたものについては、役員会で選考し、理事会で決定する。

第6条[表彰の時期]

第5条により選考決定した表彰は原則として、毎年度の社員総会時及び当該年度内に行う。

第7条[改廃]

本規定は、理事会において改廃できる。

付則 本規定は、平成17年11月19日開催の理事会において決議され、平成17年11月19日より施行する。

本規定は、平成27年1月26日開催の理事会において決議され、平成27年1月26日より改正施行する。

本規定は、令和元年12月19日開催の理事会において決議され、令和2年4月1日より改正施行する。

細則 第2条にいう、被表彰者の推薦基準は次のとおりとする。

(1) 功労者賞

・年齢が満60歳に達し、かつ15年以上にわたり活動し、顕著な実績があること

・当会の役員には各種委員会委員、実行委員会委員を含む

(2) 優秀指導者賞

・15年以上にわたり選手の指導・育成に顕著な実績があること

(3) 優秀選手賞・奨励賞

・東海大会以上に出場し、第3位以内に入賞した者、または団体

・全国大会にあつては、予選大会を通過して入賞した者、または団体

・10年以上競技に精進し、ほかの選手の模範となるもの